

I 東京農業の確立に関する要望

東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営が展開され、新鮮で安全・安心な食料や潤いをもたらす緑等を供給するとともに多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

また、東京農業は都市住民にとって最も身近な場所で営まれていることから、地産地消や農業体験を通じて農業の魅力や必要性を日々発信しており、このことが日本農業全体の理解者を増やすことにもつながっている。

こうした代替のきかない役割を持つ東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している家族経営を幅広く担い手として位置付け支援することが重要である。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. T P P 交渉の大筋合意を踏まえた国内農業対策の抜本的な強化

参加 12 カ国の署名が行われた T P P（環太平洋経済連携協定）交渉について、発効すればかつてない大幅な市場開放を迫られることとなり、我が国の農業の将来に対して農業者はもとより消費者にも大きな不安が広がっている。そこで国においては、そうした不安を払拭する国内対策を確実に実施するとともに、若者が魅力ある産業として農業を選択しうるような長期的な見通しに立った経営安定対策ならびに法制度を責任を持って構築すること。

また、国内の産業や施策に与える影響について、国民に対し正確に情報を開示すること。

2. 担い手の育成・支援対策の確立

(1) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

意欲ある担い手を確保するため、認定農業者制度を担い手対策の基本とし、認定農業者が農業経営改善計画を達成するための必要な支援を拡充すること。

(2) 農業後継者の育成・支援

地域農業の未来を担う農業後継者を確保するため、後継者支援対策の抜本的な改正を図ること。さらに、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには就農当初の所得確保が重要であることから、青年就農給付金における親元就農者への支給要件を緩和して対象者を大幅に拡大すること。

(3) 畜産経営に対する支援の強化

畜産経営については、T P P 加盟の影響が強く懸念されるとともに、長年にわたる飼料の高騰により経営の危機に直面している経営が少なくない。そ

こで、飼料価格の安定や飼料用米の利用促進をはじめ、畜産経営を支援するための対策を抜本的に強化すること。

3. 地域農業の振興

(1) 農業生産の維持に向け直接支払を行う政策の確立

日本型直接支払制度については、農地等の保全がそれぞれの地域で果たしている機能と役割を重視し、都市およびその周辺の地域や離島など多様な地域農業の維持・発展に対する支援となるよう改善するとともに、支払額を大幅に増額すること。

(2) 農地の譲渡にかかる特例措置の要件緩和と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地を農地として売り渡した際の譲渡所得に対する特別控除について、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を5千万円に増額すること。

(3) 山村・離島振興のための施策の拡充

山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかるため、農山漁村の活性化に関する事業および島しょの農業振興について必要な関係事業を継続するとともに、支援を拡充すること。

また、特に離島については離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げられた事項の実現に向けてさらに支援を強化すること。

4. 食の安全・安心の確保と地産地消の促進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。

(2) オリンピック・パラリンピック開催に向けた東京農業の魅力の発信

2020年、東京都で開催される夏季オリンピック・パラリンピックを契機として豊かな食と緑がある新しい都市像を打ち出し、東京農業の多彩な魅力を大いにアピールすること。また、開催準備から会期中まで、必要な食材や花き、植木のうち都内産で確保するものをリストアップし、都や関係機関と協力して計画的な増産へ向けた生産振興をはかること。

(3) 安全・安心の農産物に対する適正な価格形成

科学的な根拠のもと農薬の使用を削減した農業が行われている東京産農産物の安全性について国民への啓発を行うとともに、農家の努力や生産コストに見合う価格が形成されるよう有効な対策を講じること。

(4) 学校教育と農業との連携の促進

学校給食の食材に地元産農産物を利用する取組や、食農教育に取り組む自治体の事業を後押しするため、地域で活動する農業者や団体等に対し必要な支援を行うこと。

(5) 原子力発電所事故に伴う農産物等の放射性物質汚染への対策

福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染に対しては、風評被害を含めた全ての被害に対し誠意ある対応と確実な賠償を行うこと。

5. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会組織の強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所のネットワークが、今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、運営・活動のための予算を十分に確保すること。

6. 物納農地の管理徹底

物納農地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は地域と連携して公的利用や農業者への貸付など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の協議・連携を行うこと。

7. 国有農地の早期解消

残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな阻害要因となっている。よって、現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

8. 動植物に対する防疫体制の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

感染が広がりつつあるウメ輪紋ウイルスの防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 鳥インフルエンザおよび口蹄疫に対する防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

(3) 茶のクワシロカイガラムシ防除に関する対策の確立

都内の茶栽培に深刻な被害を発生させているクワシロカイガラムシについて早急に防除の対策を確立すること。

9. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣の被害が拡大するとともに、その種類も増加し、遊休農地が増加する大きな要因となっている。このような有害鳥獣は区市町村や都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう農政局を単位として、駆除を含めた抜本的な対策を講ずること。

10. 山林・平地林の保全対策の推進

(1) 国産木材・間伐材の利用推進

山林の荒廃を防止するため、農業用暖房などにも活用可能な間伐材の利用を積極的に普及・推進すること。また、国産木材の幅広い活用方法を開発し、利用の拡大を推進すること。

(2) 山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

平成28年2月26日

第57回 東京都農業委員・農業者大会

